

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法による人口をいいます。

「常住している」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっていることをいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している」とみなしています。

年齢

年齢は、平成27年9月30日現在の満年齢をもとに集計しています。

なお、平成27年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としています。

人口性比

女性100人に対する男性の数をいいます。

$$\text{人口性比} = \text{男性の人口} \div \text{女性の人口} \times 100$$

面積と人口密度

本文に掲載し、また人口密度の算出に用いた面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年10月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

未婚	まだ結婚をしたことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人

国籍

二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱いました。

1. 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人は「日本」
2. 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。

- (2) (1)の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯

世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人です。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

世帯主・世帯人員

世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいいます。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分しています。

- A 親族のみの世帯** 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
- B 非親族を含む世帯** 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
- C 単独世帯** 世帯人員が一人の世帯

親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯

- (11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない世帯

なお、平成17年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる場合は、親族世帯に含めていました。例えば、前ページでいう「(1) 夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていました。

3世代世帯

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子(中間の世代)がない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まれません。

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)とは、「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)から成る一般世帯を含めた世帯をいいます。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含みます。)

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。

住宅以外 寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

主世帯 「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

1 持ち家 居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれます。

2 公営の借家 その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

3 都市再生機構・公社の借家 その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

4 民営の借家 その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

5 給与住宅 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

間借り 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

持ち家率

住宅に住む一般世帯に占める持ち家(世帯数)の割合です。

持ち家率(%) = 持ち家に住む一般世帯数 ÷ 住宅に住む一般世帯数 × 100

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分しています。

一戸建 1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれます。

長屋建 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

いわゆる「テラスハウス」も含まれます。

共同住宅 棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

※1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含まれます。

※建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」の5つに区分しています。

その他 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

労働力状態

15歳以上の人について、平成27年9月24日から30日までの1週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しています。

労働力人口 就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)を伴う仕事を少しでもした者

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

(1)勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2)事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。

就業者について、次のとおり区分しています。

1 主に仕事 主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

2 家事のほか仕事 主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

3 通学のかたわら仕事 主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

4 休業者 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
また、事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

完全失業者 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク(公共職業安定所)に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者

非労働力人口 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者

家事 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 主に通学していた場合

その他 上のどの区分にも当てはまらない場合(幼児・高齢者など)

なお、「労働力率」とは、15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合のことをいいます。

労働力率(%) = 労働力人口 ÷ 15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く) × 100

従業上の地位

就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、以下のとおり区分したものです。

雇用者 会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員 勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員 労働者派遣法(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」)に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

役員 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者 家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

産業

就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類)によって分類しています。

なお、仕事をしている事業所が二つ以上ある場合には、その人が主に仕事をしている事業所の種類によっています。

平成27年国勢調査に用いた産業分類は、平成25年10月に改定された日本標準産業分類を基に再編成したもので、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。

なお、本報告書の産業(3部門)の区分は、大分類を次のように集約したものです。

第1次産業	A 農業, 林業
	B 漁業
第2次産業	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業
	D 建設業
	E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業
	G 情報通信業
	H 運輸業, 郵便業
	I 卸売業, 小売業
	J 金融業, 保険業
	K 不動産業, 物品賃貸業
	L 学術研究, 専門・技術サービス業
	M 宿泊業, 飲食サービス業
	N 生活関連サービス業, 娯楽業
	O 教育, 学習支援業
	P 医療, 福祉
	Q 複合サービス事業
	R サービス業(他に分類されないもの)
S 公務(他に分類されるものを除く)	

(注)産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の3部門には含んでいません。

職業

就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類)により分類しています。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合には、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

平成27年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類(平成21年12月設定)を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っています。

A 管理的職業従事者	G 農林漁業従事者
B 専門的・技術的職業従事者	H 生産工程従事者
C 事務従事者	I 輸送・機械運転従事者
D 販売従事者	J 建設・採掘従事者
E サービス職業従事者	K 運搬・清掃・包装等従事者
F 保安職業従事者	L 分類不能の職業

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分しています。

自市区町村内で従業・通学 常住者のうち、従業地・通学地が同じ市区町村にある場合

自宅 常住者のうち、従業地が自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。

自宅外 常住者のうち、従業地・通学地が自宅以外で、同じ市町村の場合(21大都市の場合は、同じ区内)

21大都市…札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市

他市区町村で従業・通学 常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村の場合(21大都市の常住者は他の区)

自市内他区 21大都市の常住者のうち、従業地・通学地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区にある場合

県内他市区町村 常住者のうち、従業地・通学地が同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

他県 常住者のうち、従業地・通学地が他の都道府県にある場合

従業・通学市区町村「不詳・外国」 常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村(21大都市の常住者は他の区)であるが、市区町村名が不明又は外国の場合

従業地・通学地「不詳」 常住者のうち、従業地・通学地が不明の場合

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するために来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものです。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員(雇用者)については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。

夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していません。

昼間人口と夜間人口

常住地による人口(夜間人口)とは、調査時に調査の当該地域に常住している人口のことです。

従業地・通学地による人口(昼間人口)とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口のことです。この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については考慮していません。

昼間人口の算出方法

$$\text{昼間人口} = \text{常住人口(夜間人口)} - \text{流出人口} + \text{流入人口}$$

昼夜間人口比率とは、常住人口(夜間人口)100人当たりの従業地・通学地による人口(昼間人口)の比率のことです。

$$\text{昼夜間人口比率} = \text{昼間人口} \div \text{夜間人口} \times 100$$

町丁・字等

「町丁・字等」は、おおむね市区町村内の「△△町」、「○○2丁目」、「字□□」などの区域に対応しています。

なお、町丁・字別等では、結果数値が著しく小さい地域については、秘匿処理を行い、近隣の地区に合算して表章しています。